

被災地域石油製品販売業再建等支援事業 (警戒区域等給油所等再開支援・撤去用)

申請手引書

社団法人 全国石油協会

平成24年10月

1. 事業概要

本事業は、福島第一原子力発電所事故の警戒区域等に所在する給油所等の早期事業活動再開に向けた給油設備の補修・点検及び地下タンク内石油製品の品質検査・廃棄処理にかかる費用、並びに廃止する給油所等の放置防止のための撤去工事にかかる費用に対して一部補助を行うものです。

【事業種類】

1) 警戒区域等給油所等再開支援事業

下記2.(1)の対象地域内の給油所等の営業再開のために行う給油設備安全点検又は設備補修等に対する補助

2) 警戒区域等給油所等撤去事業

下記2.(1)の対象地域内の廃止する給油所等の放置防止のために行う撤去工事に対する補助

○これから実施する作業・工事について発生する費用が補助の対象です。

(既に終えている作業・工事は、補助の対象となりません)

○一つの作業・工事に対する費用について、他省庁や自治体からの補助、或いは東京電力からの賠償を受ける場合(既に受けている場合を含む)は、その費用について本会からの補助を受けることはできません。(本会からの補助金受給後に、他省庁等の補助金や東京電力の賠償を受けた場合、本会からの補助金を返還することとなります。)

○同一給油所等につき1回限りの申請で、補助金交付は「警戒区域等給油所等再開支援事業」又は「警戒区域等給油所等撤去事業」のいずれかのみとなります。

2. 要件等

(1) 対象地域・対象給油所等

福島第一原子力発電所の事故に対して国が定める、次の地域に所在する品確法の登録給油所、消防法に基づく一般取扱所、地上タンク等

- ・警戒区域、
- ・計画的避難区域、
- ・避難指示解除準備区域、
- ・居住制限区域、
- ・帰宅困難区域、

(2) 申請者資格

1) 上記対象給油所等に係る次の何れかの者

- ①上記対象給油所等を所有している品確法に基づき経済産業大臣に登録している揮発油販売業者
- ②給油所等を揮発油販売業者に貸与している所有者
- ③給油所等の所有者と賃貸借契約等に基づき当該給油所等を運用し、賃貸借契約により、当該給油所等の営業再開又は撤去工事にかかる費用を負担する当該給油所等の運営者

- 2) 警戒区域等給油所等再開支援事業を利用する場合は補修工事等終了後、当該給油所等において石油製品を供給することが可能である者

(3) 補助対象となる工事・作業

【警戒区域等給油所等再開支援事業】

1) 給油設備安全点検

財団法人全国危険物安全協会の「地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度」に基づく認定事業者が実施する、次の点検方法

- ①地下タンクの点検・・・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項又は第2項に定める「漏れの点検」
- ②地下配管の点検・・・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条の2第1項に定める「漏れの点検」

2) 設備補修等

給油所等で行う、下記の給油設備の補修工事、交換工事、品質検査、廃棄物処理（原発事故の前に使用していた設備や石油製品に対する工事、作業であること）

- ①給油設備の補修・・・計量機、防火堀、土間、石油製品貯蔵タンク（廃油タンク含む）、配管、土壤汚染浄化
- ②品質検査……………ア) 石油製品について行う品確法の規格、基準に係る検査
イ) 石油製品、廃棄油、廃棄物等について行う放射線※に係る検査
- ③廃棄物処理……………廃油、廃棄物の処理

※除染作業費、線量計等の放射線防護に係る対策費は、対象とはなりません。

【警戒区域等給油所等撤去事業】（撤去工事）

廃止する給油所等で行う撤去工事。工事終了後、次の書類の提出が可能であること。

- ①給油所を撤去する場合：
 - ・品確法に基づく「廃止届」写し又は「変更登録申請書」写し（経済産業局の受領印のあるもの）
 - ・消防法に基づく「危険物取扱所廃止届出書」写し（市町村長（消防署等）の受領印のあるもの）
- ②一般取扱所等を撤去する場合：
 - ・消防法に基づく「危険物取扱所廃止届出書」写し（市町村長（消防署等）の受領印のあるもの）

(4) 補助金の額

「(3) 補助対象となる工事・作業」にかかる費用のうち、補助対象部分（別添専用見積書のうち、網掛け部分の費用）の合計と以下金額のいずれか低い額

- ①給油設備安全点検・・・20万円／SS
- ②設備補修等……………中小企業等：700万円／SS
非中小企業：350万円／SS
- ③撤去工事……………600万円／SS

<企業規模の定義>

- 中小企業等：中小企業基本法に基づく「中小企業」又は「個人」
- 非中小企業：中小企業等に該当しない法人

「中小企業」：小売業の場合：資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社。

卸売業の場合：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社。

※「卸売業」：副特約店等の他の揮発油販売業者に石油製品の卸売りをを行うこと。

3. 補助金受給に必要な書類

(1) 申請に必要な書類

- ①申請書
- ②被災した給油所等の現況写真
- ③給油所等の平面図
- ④2社以上の本事業の専用見積書
- ⑤契約書又は受発注書
- ⑥被災地域石油製品販売業再建等支援事業補助金受給に関する誓約書 (P9)
- ⑦所得財産等の管理・処分に関する誓約書 (P10)
- ⑧免税事業者又は簡易課税事業者である場合は、それを証明する書類
- ⑨給油所等の所有者と運用者が異なる場合は、所有者と運用者の間で締結している「給油所等賃貸借契約書」写し
- ⑩申請給油所等に係る「建物不動産登記簿謄本」等写し
- ⑪企業規模が確認できる次の何れかの書類（申請日において最新の内容のもの）
 - ・「商業登記簿謄本」写し
 - ・「給与所得者等の源泉所得税領収書（納付書）」写し
 - ・「法人事業税概況説明書」写し
 - ・「法人事業税・県民税申告書」写し及び「均等割額の計算に関する明細書」写し
 - ・「所得税確定申告書」写し
 - ・卸売業者の場合は、次のいずれかの書類
 - ・副特約店等との間で交わした「年間販売契約書」写し
 - ・品質維持計画認定申請書」写し及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持計画誓約書」写し（副特約店等の署名捺印のあるもの）
- ⑫給油設備安全点検を申請する場合は、発注予定先の全国危険物安全協会の認定証写し
- ⑬その他、石油協会が要請する書類

(2) 実績報告に必要な書類

- ①実績報告書
 - ②発注先からの「支払請求書」等写し
 - ③金融機関振込依頼書（金融機関受付印のあるもの）写し
 - ④工事等代金の支出が確認できる申請者の金融機関の通帳又は元帳等の写し
 - ⑤事業を終了したことが確認できる書類
- 【給油設備安全点検を行った場合】
- ・点検結果報告書写し
- 【設備補修等を行った場合】
- ・消防法に基づく「変更許可手続」を行った場合は、「危険物取扱所変更許可

- 承認申請書」写し
- ・当該申請に対する「許可証」写し
- ・当該許可に対する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
- ・当該申請に対する「完成検査済証」写し
- 【品質検査を行った場合】
- ・発注先検査機関等の検査結果報告書写し
- 【撤去工事を行った場合】
- (給油所撤去の場合)
- ・品確法に基づく「廃止届」写し又は「変更登録申請書」写し（経済産業局の受領印のあるもの）
- ・消防法に基づく「危険物取扱所廃止届出書」写し（市町村長（消防署等）の受領印のあるもの）
- (一般取扱所等撤去の場合)
- ・消防法に基づく「危険物取扱所廃止届出書」写し（市町村長（消防署等）の受領印のあるもの）
- ⑥補修等を行った設備等の写真、撤去等の作業写真
- ⑦撤去工事、廃油・廃棄物処理を行った場合は、次のいずれかの処理を行ったことが確認できる書類
- ・地下タンク、廃油等の「マニフェスト伝票（D票又はE票）」写し
- ・地下タンクの有価物受入証明書（別紙様式）
- ⑧廃棄物処理に係る許可証等
- ・「マニフェスト伝票」に係る「産業廃棄物収集運搬業許可証」写し及び「産業廃棄物処分許可証」写し
- ・「有価物受入証明書」に係る「金属くず商許可証」写し、「産業廃棄物再生事業者許可証」写し、又は「古物商許可証」写し
- ⑨「取得財産管理明細表」（補修等を行い、設備等を取得した場合。P13）
- ⑩その他、石油協会が要請する書類

4. 補助事業利用にあたっての注意点

- ①同一給油所等につき、補助金の交付回数は1回のみとなります。
- ②補助金は、申請者が工事代金等を支払っていることを確認した上で交付します。そのため、申請者が費用を一時自己負担しなければなりません。
- ③石油協会が不適切と認めた費用がある場合には、申請者が支払った費用の一部若しくは全部について補助金を交付しないことがあります。
- ④発注先が申請者自身である場合や申請者の関係会社である場合は、国の補助事業事務処理マニュアルに基づき、次の通りの「利益等排除」を行うこととなります。

【補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第２位を切り上げて計算します。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。なお、（２）及び（３）が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。

- ⑤設備の交換等を行った場合で、設備自体に補助金が交付される場合は、申請者は補助金を受けて設置した設備等について、処分制限期間中は次の財産管理を行う必要があります。

【財産管理の内容】

- 7) 当該設備等を石油協会の許可なく処分※することは出来ません。
万一、処分してしまった場合は、国の規定に基づき算出した額を本会を通じて国に返納しなければなりません。
また、本会の承認を得て処分した場合でも、処分したことにより収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を本会を通じて国に返納しなければならない場合があります。
- 1) 当該設備等が適切に稼働するよう管理すること
2) 当該設備等取得（設置）時に「取得財産等管理台帳」（P12）を作成し、保管する。
3) 「取得財産等管理明細表」（P13）を作成し、の毎年度更新する。
4) 当該設備取得（設置）後、2年に1度の年度末までに、当該設備等に係る「固定資産台帳」等の写し、及び「取得財産管理明細表」を石油協会に提出する。
- ※「処分」：補助目的に反する使用、譲渡、交換、貸与、廃棄及び担保に供すること

【処分制限期間】

財産区分	処分制限期間	処分制限の対象となる場合
1. 計量機	8年	交換したもの
2. 防火塀	ブロック造り：15年 コンクリート造り：30年 上記以外の造り：10年	損壊した防火塀を撤去し、新たに造成したもの
3. 土間	15年	損壊部分の土間を研り、新たに敷いたもの
4. タンク	地下タンク：8年 地上タンク：15年 タンクローリー積載タンク：3年 油槽船積載タンク：3年	交換したタンク
5. 配管	8年	交換した配管
6. タンクローリー	3年	交換した車両 (タンク部分は、「4. タンク」の欄に記載の通り)
7. 油槽船	不要	タンク部分は「4. タンク」の欄に記載の通り

平成 年 月 日

社団法人 全国石油協会
会 長 持 田 勲 殿

【施設の所有者】

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

電話 担当者

【施設の運用者】

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

電話 担当者

被災地域石油製品販売業再建等支援事業

補助金受給に関する誓約書

私（弊社）は、私（弊社）が所有又は運用する給油所等の施設に対して実施する補修工事等について、被災地域石油製品販売業再建等支援事業の補助金交付申請を致しますが、標記事業を受給して実施する補修工事等と同じ工事・作業の費用について、東京電力株式会社の賠償又は標記事業以外の補助金を受給する場合（既を受給している場合を含む）は、標記事業の交付申請を取り下げること（補助金を受給した後においては、補助金を返還すること）を誓約いたします。

以 上

平成 年 月 日

社団法人 全国石油協会
会 長 持 田 勲 殿

【施設の所有者】

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

電話 担当者

【施設の運用者】

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

電話 担当者

取得財産等の管理・処分に関する誓約書

私は、被災地域石油製品販売業再建等支援補助事業実施細則第21条第1項及び第2項並びに第22条第1項、第4項及び第5項に基づき、被災地域石油製品販売業再建等支援補助事業の利用により取得し、又は効用の増加した財産等について、下記の事項を適正に行い、万一違反したときは、直ちに補助金を返還することを誓約いたします。

記

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ります。
- (2) 取得財産管理台帳を備え、管理します。
- (3) 固定資産台帳等の写し及び取得財産管理明細表を貴会に定期的に提出し、管理状況を報告します。
- (4) 処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲り渡し、交換し、貸付け、担保提供に供し、又は廃棄すること）しようとするときは、あらかじめ貴会の承認を受けることとします。
- (5) 処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、速やかに貴会に報告し、貴会の請求に応じ、補助金の確定額の合計額を限度とし、その収入の全部又は一部を返納することとします。

以 上

有価物受入証明書

殿

下記の通り搬入有価物の受入（処分）を完了したことを確認致しましたので証明致します。

記

1. 工事名： 給油所解体工事
2. 工事場所：
3. 処分量： kg
4. 種類：
× 基、台、個
× 基、台、個
× 基、台、個
5. 受入(処分)完了日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

廃棄物再生事業者 金属くず商 古物商 (該当する方に○印をする。)

許可番号： 第 号

住 所：

会社名(屋号)：

代表取締役(氏名)：

印

電話番号：

(様式再建等支援第17号)

取得財産等管理台帳

【 交付承認番号 】			
【 施設の所有者 】		【 施設の運用者 】	
住 所		住 所	
氏名又は名称 及び代表者名	Ⓜ	氏名又は名称 及び代表者名	Ⓜ
電 話 番 号	担当者	電 話 番 号	担当者

区 分				
財 産 名				
規 格				
数 量				
単 価	円	円	円	円
金 額	円	円	円	円
取得年月日				
耐用年数				
保管場所				
補助率				
備 考				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が実施細則第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
 2. 財産名の区分は、(イ)設備(具体的名称を記載)、(ロ)その他とする。
 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
 4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

(様式再建等支援第18号)

取得財産等管理明細表 (平成 年度)

【 交付承認番号 】					
【 施設の所有者 】			【 施設の運用者 】		
住 所			住 所		
氏名又は名称 及び代表者名	Ⓜ		氏名又は名称 及び代表者名	Ⓜ	
電 話 番 号		担当者	電 話 番 号		担当者

区 分				
財 産 名				
規 格				
数 量				
単 価		円	円	円
金 額		円	円	円
取得年月日				
耐用年数				
保管場所				
補助率				
備 考				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が実施細則第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
 2. 財産名の区分は、(イ)設備名(具体的名称を記載)(ロ)その他とする。
 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
 4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。